

A T M等に関する重要なお知らせ

「ATMにおける一日あたりのご利用限度額」引き下げのご案内

当庫では、ATMにおける振り込み詐欺、偽造・盗難カード等の犯罪防止のさらなる強化の一環として、また、これらの犯罪からお客さまの大切なご預金をお守りするため、平成20年12月1日(月)より、ATMを利用したカード(キャッシュカード・ICカード)による「お振込」限度額を「50万円」に変更させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. ATMにおけるカードによる「お振込」限度額

	ATMでのカードによる一日あたりの「お振込」限度額
ご利用限度額 (お手続きは不要です)	変更前：200万円 変更後：50万円 (平成20年12月1日(月)より)

2. ATMにおける一日あたりの「現金お引出し」限度額

	ATMでの一日あたりの「現金お引出し」限度額
ご利用限度額 (お手続きは不要です)	<u>50万円</u> (平成17年9月25日(日)より)

お引出しは、当金庫ATM、提携金融機関ATM、郵便貯金ATM、デビット支払のご利用額を合算しての限度額となります。

提携金融機関や郵便貯金のキャッシュカードにて、当庫ATMをご利用いただく場合のお引出し限度額は、お取引金融機関へご照会ください。

3. ATMにおける一日あたりの「お支払回数」の設定

ATMにおける1日あたりの「お支払回数」(0~99回)の設定も可能となっております。

- ・お申し出がない場合は、「お支払回数」の制限はありません。
- ・設定をご希望の場合は、お届出印、通帳もしくはキャッシュカード、ご本人の確認資料をお持ちのうえ窓口にお申し付けください。

4. 50万円以外の「現金お引出し限度額」あるいは「お振込限度額」をご希望のお客さま

窓口にてご利用限度額の引上げ・引下げのお手続きを受付けております。

- ・設定いただける限度額の範囲は0円~200万円となります。(千円単位)
- ・お手続きの際はお届出印、通帳もしくはキャッシュカード、ご本人の確認資料をお持ちのうえ窓口にお申し付けください。

ATMより、「現金お引出し限度額」あるいは「お支払回数」の引下げができます。

キャッシュカード・暗証番号の管理

最近、キャッシュカードの盗難や偽造による不正な払出しの被害が増加しています。被害を未然に防ぐためにキャッシュカードの暗証番号は他人に推測されにくいものをお使いください。

生年月日 電話番号 自宅の番地 車のナンバーといった暗証番号は見破られるおそれがあります。(たとえば、生年月日や自宅の住所は運転免許証等で確認できます。)

万一、推測されやすい番号をお使いの場合は、すみやかに変更されることをお奨めいたします。

平成16年3月15日(月)より当金庫のATMにて暗証番号の変更が可能となっております。

- ・ATMご利用時間中は、いつでも何回でも変更できます。
- ・ご変更の際、生年月日や電話番号などの他人に推測されやすい番号はご使用にならないでください。
- ・暗証番号は定期的にご変更いただきますようお願い申し上げます。

その他、以下の点にもご留意ください。

キャッシュカードの管理について

- ・キャッシュカードは、他人に貸与しないでください。
- ・キャッシュカードは、通帳やお届出印と同様に大切なものですので、厳重に管理してください。
- ・キャッシュカードを入れたお財布などを長時間お手元から離さないようにご注意ください。

暗証番号の管理について

- ・暗証番号は、他人に知られないよう、十分注意してください。
- ・暗証番号を記載したメモや暗証番号を推測される手掛かりとなるものは、キャッシュカードと一緒に保管しないでください。
- ・当金庫以外の金融機関のキャッシュカードを利用される場合は、当金庫のキャッシュカードの暗証番号と同じ暗証番号を利用しないことをお奨めします。また、暗証番号と同じ番号を他のサービスを利用する際の暗証番号として使うことは避けてください。
- ・通帳のご記帳は、できるだけ頻繁に行ない身に覚えのない取引がないかご確認ください。
- ・暗証番号は、定期的に変更することをお奨めいたします。
- ・信用金庫職員などが店舗外や電話などでキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合にはただちにお取引店にご照会ください。

ATMをご利用の際のご注意

- ・ATMを利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られないようご注意ください。
- ・ATMのお取引明細票はお持ち帰りになられるか、他人にみられないように廃棄してください。

通帳、印鑑の管理について

通帳等の保管について

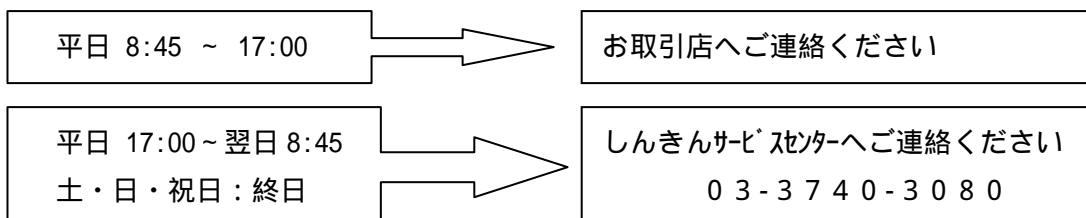
- ・通帳、お届出印は、それぞれ別の場所に、厳重に保管してください。
- ・通帳やお届出印とご本人であることを確認できる証明書等(運転免許証、健康保険証、パスポート等)も、別々の場所に保管されることをお奨めします。

通帳の副印鑑票の取扱いについて

- ・当金庫では、平成16年1月19日(月)より事故防止のために、通帳への副印鑑票の貼付を廃止しております。
- ・お客様の通帳に「副印鑑票」が貼付されている場合は、当金庫窓口にお申し付けいただきますようお願いいたします。また、「副印鑑票」はお客様ご自身が剥がされることも可能です。
- ・副印鑑票貼付の廃止に関わりなく、ご預金のお引出し等は今まで通り当金庫の本支店全店で可能です。
- ・ご使用済で保管されている通帳につきましても「副印鑑票」が貼付されている場合は、同様に窓口にお申し付けいただくか、お客様ご自身で剥がしてくださいますようお願いいたします。

緊急時のご連絡先について

キャッシュカード、通帳、お届出印等を盗難・紛失された場合や、お取引残高等の不審な動きにお気付きの場合は、すみやかにお取引店、またはしんきんサービスセンターまでご連絡ください。



好きです、この街。